

2018/2019 年度香港財政予算案及び今後の見通し

概況

2018年2月28日、香港特別行政区政府の立法評議会にて、財務長官の陳茂波（ポール・チャン）にとって2度目となる2018/2019年度の香港財政予算案が発表された。

グローバル経済の力強い成長を背景に、香港経済は、2018年度全体でGDPの伸びが3.8%という著しい成長を遂げ、昨年度の同率1.9%を大きく上回り、且つその成長率は過去6カ年において最速となった。とは言え、米国の連邦準備基金による金利の上方調整に加え、各主要経済大国の中央銀行により現行の緩和的な金融政策における今後の変更の可能性を受け、世界的な財政環境はさらに複雑化することが予測される。さらに、香港における金利は、米ドルとの連動固定相場体制の下、近い将来において変動しやすいことは容易に想像が付くであろう。経済の回復に伴い、労働市場は、完全雇用の状況に達し、雇用総数は安定成長を維持しており、季節的に調整される非雇用率も、ここ20年間においてほぼ3%の低レベルに留まっている。さらに、物価への外的圧力が比較的小さく、且つローカルコストの上昇も依然低いレベルを保たれていることから、2017年度の基調インフレ率は、2016年度からさらに0.6%下回る平均1.7%に留まった。

主要経済大国が経済成長を示す一方、近い将来の世界経済の見通しは依然不確かである。イギリスはリスボン条約の第50章を行使し、欧州連合（EU）から2019年3月29日までに脱退するという断固とした行動に出た。現在進行中のEU脱退における条件の話し合いや、EU脱退後のイギリスとEUの関係の不透明さなどが世界経済に与える影響は予測し得ない。さらには、世界各地での政治的な対立や保護主義的感情は、今後も経済環境へさらなる不透明感をもたらし、香港経済もその影響から免れることができないであろう。

2017年の財政余剰は1,380億香港ドルに達し、当初の財政余剰見込みの163億香港ドルを1,217億香港ドル上回る結果となった。予算案の中で述べられているように、政府は香港への投資と市民の負担を軽減すべく、財政余剰を最大限に活用するために、前向きで且つ戦略的な財務管理の政策を示している。香港の総合的な競争力を高め、人々の生活の質を改善すべく、主に以下の各案が提示された。

注目すべきポイント

財政・税務優遇政策案	
1	200万香港ドルまでの適格研究開発費の控除額を100%から300%まで拡大、また余剰分に対する控除額は200%まで拡大
2	2018/2019年度より、個人所得税の算出過程で適用される所得の各段階幅額が、現行の45,000香港ドルから50,000香港ドルに増額され、段階数も現在の4段階から5段階に増加し、各段階の適用税率がそれぞれ2%、6%、10%、14%及び17%とされる。
3	2017/2018年度の法人税、個人所得税及び個人事業税から30,000香港ドルを上限として75%を減額
4	2018/2019年度より、扶養対象である親及び祖父母の年齢が55歳から59歳にあたる場合の控除が25,000香港ドルに増額、60歳以上の場合、50,000香港ドルに増額
5	子女扶養の基礎控除及び追加控除額を120,000香港ドルに増額
6	2018/2019年度の各四半期の固定資産税（レート）を2,500香港ドルで上限設定
長期的発展のための政策	
1	資格を有する債権における利息収入の免税措置が、あらゆる期間の債権への適用範囲の拡大
2	貿易、物流業界における価値連鎖（バリューチェーン）を促進するため、毎回の申告費用額を200香港ドルで上限設定
3	香港での企業財務センターの構築を推進するために、香港税務局は、企業財務センターとしての認可を受け、特定の資金運営のサービスを、香港内の関係会社に提供する企業に対する法人税における軽減策のさらなる強化

序論

経済協力開発機構(“OECD”)からの圧力の下、国際社会においてブラックリストに指定されることを回避すべく、香港政府は税源浸食と利益移転(“BEPS”)並びに国際脱税への対抗を目的とし、OECDにより提案された最低基準の設置を開始した。そのため、2016年の香港税務法案(改正法案)(第3号)に続き、香港政府はOECDにより提案された共通報告基準に準拠している自動的情報交換を導入を開始した。さらに、2018年1月10日には移転価格税制の基本原則を税務条例(“IRO”)の中で成文化し、OECDの議題に挙げられた重要事項の実施を主たる目的とした2017年香港税務法案(改正法案)(第6号)(改正法案第6号)が立法会へ上程された。

自動情報交換 (“AEOI”)

AEOIとは

AEOI(“Automatic Exchange of Information”)とは、金融機関がAEOIの報告対象管轄地域の税務居住者が保有する特定の財務情報を香港税務局(“IRD”)に提出するように要求する新しい国際標準化システムで、IRDは年次で同提携を結ぶ税務当局間で情報を交換することとなる。共有される情報には以下のものが含まれる。

- 1) 口座名義人の詳細 - 氏名、住所、居住地の地域、納税者識別番号など
- 2) 口座番号と特定された期日時点における残高、もしくは適切な報告期間における残高
- 3) 保管口座の場合 - 口座に支払われる金融資産の金利、配当、売却代金または償還金の総額
- 4) 預金口座の場合 - 口座に支払われた利息の総額

第1回の情報交換は2018年内に行われる予定である。現在までに、日本、中国本土、カナダ、イギリス、香港などを含む75の管轄地域に該当する。さらに、香港政府は、香港のAEOIネットワークのさらなる拡大を促進させる多国間税務条約へ、香港を参加させるためIROの修正を検討している。

AEOIの納税者への影響

AEOIの発足後、各管轄地域の税務当局は、以前は入手できなかった他の管轄下の税務上の居住者の金融口座情報をそれらの管轄地域から入手し、納税者(特に、複数の管轄地域で収入を得て金融口座を保持している納税者)の税務ポジションに対して、より積極的に説明要求を唱えていくことが予想される。一般的に、個人が管轄地域の税務上の居住者であるかどうかは、以下の事項を考慮して決定される。その人物の現実の所在地あるいは、その場所への滞在(課税年度内に183日を超えるかどうか等)。また会社の場合には、法人設立地または、法人の中心的な経営や統制が行なわれている場所。しかし、各管轄地域ごとの法律において、税務上の居住者の定義は異なるため、ある納税者が複数の管轄地域で税務上の居住となる可能性もあり、そのような場合には、複数の管轄下の税務当局からの説明要求を受けることになるかもしれない。

税制上のリスクを最小限に抑えるために、納税者は税務上の居住状況を見直し、課税所得が得られた管轄地域にて正しい納税申告を確実に行うことが望ましい。複数の管轄地域において課税対象となる所得については、納税者は税務上の居住である管轄地域に関して締結された租税条約に含まれる二重課税回避規定の下、税額控除を申請することができる。過年度の税務当局からの説明要求によって発生する追加課税について、香港政府は、税額控除を申請するための期限を、税務査定年度終了時から6年後、あるいは外国税が課される対象所得に関して納税義務や追加納税義務が課された査定日から6ヶ月後、のいずれか遅い方まで延長することを提案している。

納税者へのアドバイス

AEOI が世界的な報告基準となることで、従業員を他の税務管轄地域に駐在させたり国際的に事業を行っている企業は、潜在的なリスクを軽減するために人的資源や税制を見直すことが推奨される。

雇用主として企業は、課税対象地の確認や本国と駐在地の個人所得税申告など、新しい AEOI 報告基準に対処するため、駐在員の支援を考えるべきである。それに加えて、特に駐在のため二重課税が発生する状況下においては、雇用主は適切な納税対策を設定するか、駐在員が課税対象である地域において税額控除申請を支援することが望ましい。前もった明確なコミュニケーションと事前対策は、駐在員の就業モラルを改善すると同様に、誤った自己申告や税務申告による制裁のリスクを軽減することができるだろう。

法人納税者は、国境を越えた取引を行う前に、税額控除申請の資格を得ると同様に、税制救済措置を把握しそれを活用するために、現地の税制の把握や、税務専門家との綿密に話し合うことが薦められる。異なる税制管轄地域間においてグループ間取引を行っている企業は、潜在的な税務当局からの調査に備えるため、移転価格政策を適切に体系化および文書化し、申告内容を実証する納税記録と証憑を完備しておくべきである。

国別報告書(“CbC レポート”)を含む移転価格の文書化

改正法案第 6 号が香港立法会で可決され次第、香港は移転価格文書化に対して OECD より策定されたマスターファイル、ローカルファイル及び CbC(“Country-by-Country”)レポートを含む三層構造のアプローチ法を正式に採用する。

2018 年 4 月 1 日もしくはそれ以降から開始される会計年度において、香港で登記されている企業はマスターファイル及びローカルファイルの申告を決算日から起算し 6 カ月以内に行うことが要求されると予測される。関連する諮問書と比較すると、マスターファイル及びローカルファイルを作成するための免除条件は緩和される。改正法案第 6 号によると、次の 3 つの条件の内いずれか 2 つを満たす企業には、マスターファイル及びローカルファイルの作成が免除される - (1) 年間総収入が 2 億香港ドル未満、(2) 総資産額が 2 億香港ドル未満、(3) 従業員数が 100 人未満。

ただし、上記にもかかわらず、もしある特定の区分の関連社間の取引総額が下記の基準値を超えない場合、当該区分はローカルファイルの対象範囲とはならない。

- 1) 財産の移転(金融資産及び無形資産以外): 2億2,000万香港ドル
- 2) 金融資産の取引: 1億1,000万香港ドル
- 3) 無形資産の移転: 1億1,000万香港ドル、及び
- 4) その他取引(例: サービス収入及びロイヤルティ収入): 4,400万香港ドル

全ての区分の取引額が上記に記載された金額に満たない場合、ローカルファイルとマスターファイルの申告は免除される。

また、もし多国籍企業年度グループの連結収入が68億香港ドルを下回る場合は、多国籍企業グループは国別報告書 (CbCレポート) は要求されない。そうでない場合は、香港に税務居住地を持つ多国籍企業グループの最終親会社、あるいは税務居住地でCbCレポートが要求されない、または香港と情報交換が行われない税務居住地に最終親会社を持つ香港企業は、2018年1月1日以降、毎年それぞれの会計期間ごとにCbCレポートとあわせて香港でCbC報告を提出しなければならない。なお、この報告は各企業の会計年度最終日から起算し12ヶ月以内に行うものとする。

多国籍企業や海外ビジネスを行うすべての企業は、新しい法令に従っているかを判断するために現状のビジネスを見直すべきであり、状況の変化を常に注意深く監視するべきである。

上述の内容に関し、何か不明な点等ございましたら、青葉ビジネスコンサルティング(852) 2850-8990（各担当者宛）までお気軽にお問い合わせください。

ホームページ: www.aoba.com.hk

香港オフィス: 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
Tel: (852) 2802 1092 Fax: (852) 2850 7151

広州オフィス: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou, China
Tel: (86) 20-3878 5798 Fax: (86) 20-3878 5337

北京オフィス: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing, China
Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.

© 2018 Aoba Business Consulting Limited. All rights reserved.

【個人所得税および法人税予算案変更点概要】

(付録)

種類	項目	2017/2018 年度 (HK\$)	2018/2019 年度 (HK\$) (予算案)
法人税			
税率	法人*	16.5%	16.5%
	非法人*	15%	15%
個人所得税			
税率	標準税率*	15%	15%
	累進税率*	0 – 45,000 @ 2% 45,001 – 90,000 @ 7% 90,001– 135,000 @ 12% 135,001 以上 @ 17%	0 – 50,000 @ 2% 50,001 – 100,000 @ 6% 100,001– 150,000 @ 10% 150,001– 200,000 @ 14% 200,001 以上 @ 17%
控除	住宅ローン利息控除	上限 100,000/年まで 20 年間	上限 100,000/年まで 20 年間
	高齢者介護控除	92,000 まで	100,000 まで
	自主学習費用	100,000 まで	100,000 まで
	MPF 個人積立金	18,000 まで	18,000 まで
免税額	基礎控除		
	- 独身	132,000	132,000
	- 既婚者	264,000	264,000
	- 母子/父子家庭	132,000	132,000
	追加控除		
	- 子女扶養 (9 名まで)		
	年度中出生子女	200,000	240,000
	前年度まで出生子女	100,000	120,000
	- 父母、祖父母扶養		
	60 歳以上: 基礎	46,000	50,000
	60 歳以上: 追加 (同居の場合)	46,000	50,000
	55 歳から 59 歳まで: 基礎	23,000	25,000
	55 歳から 59 歳まで: 追加 (同居の場合)	23,000	25,000
- 兄弟姉妹扶養	37,500	37,500	
- 障がい者扶養	75,000	75,000	

* 2017/2018 年度は、法人税、個人所得税、個人事業税を、上限 HK\$30,000 とし、75%減額される。これは最終納税額から差し引かれることになる。